

タワーマンションと地域社会との関わりのあるあり方に関する有識者会議要綱

令和6年3月28日

企画調整局長決定

(趣旨)

第1条 人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりとして、タワーマンションの建設により変化する周辺地域の現状を分析し、対応を検討するため、「タワーマンションと地域社会との関わりのあるあり方に関する有識者会議（以下「会議」という。）」を開催する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関して協力を要請することができる。

(座長の指名等)

第5条 企画調整局長は、委員の中から座長を指名する。

2 座長は、会の進行をつかさどる。

3 企画調整局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第6条 会議は、神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条第4号及び第6号に該当すると認められる情報について意見交換を行うため、これを非公開とする。ただし、企画調整局長が認める場合はこの限りではない。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、所管部長が定める。

附 則（令和6年3月28日決裁）

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

(別表)

タワーマンションと地域社会との関わりのあり方に関する有識者会議委員

関西学院大学経済学部教授	上村 敏之 (うえむら としゆき)
弁護士	戎 正晴 (えびす まさはる)
元総務省大臣官房審議官	滝本 純生 (たきもと すみお)
明治大学政治経済学部教授	野澤 千絵 (のざわ ちえ)
神戸大学都市安全研究センター名誉教授	北後 明彦 (ほくご あきひこ)